

肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱

	平成23年4月1日付け22農畜機第4380号
一部改正	平成23年5月25日付け23農畜機第847号
一部改正	平成24年4月1日付け23農畜機第5245号
一部改正	平成25年4月1日付け24農畜機第5464号
一部改正	平成26年4月1日付け25農畜機第2729号
一部改正	平成26年5月30日付け26農畜機第1043号
一部改正	平成26年9月30日付け26農畜機第2729号
一部改正	平成27年4月1日付け26農畜機第5746号
一部改正	平成27年5月11日付け27農畜機第486号
一部改正	平成27年10月29日付け27農畜機第3427号
一部改正	平成28年3月30日付け27農畜機第5499号
一部改正	平成28年5月9日付け28農畜機第867号
一部改正	平成28年10月7日付け28農畜機第3489号
一部改正	平成28年10月21日付け28農畜機第3685号

我が国の肉用牛生産が、中山間地域の基幹的な農業部門として、地域経済の活性化に重要な役割を果たしていること、また、平成28年熊本地震の発生並びに平成28年8月から9月の台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号（以下「平成28年台風第7号等」という。）による大雨等により被災した生産者を支援する必要があることから、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、高齢化等に対処する肉用牛ヘルパー組織への支援、地域の特色ある肉用牛振興対策、肉用牛流通促進対策、肉用牛導入保証支援対策等肉用牛生産に係る経営安定対策を補完する取組並びに平成28年熊本地震及び平成28年台風第7号等により被災した生産者の安定的な経営継続のための支援に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって、国産牛肉の安定供給を図るものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第1 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、平成28年度畜産業振興事業に係る公募要領（平成28年1月15日付け27農畜機第4499号）に基づき定めた者（以下「公募団体」という。）とする。

第2 事業の名称等

本事業の名称等は、次のとおりとする。

1 肉用牛生産基盤強化等対策事業

公募団体が実施する事業であって、事業の内容等は、別添1のとおりとする。

2 地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業

公募団体が実施する事業であって、事業の内容等は、別添2のとおりとする。

3 肉用牛流通促進対策事業

公募団体が実施する事業であって、事業の内容等は、別添3のとおりとする。

4 肉用牛導入保証支援事業

公募団体が実施する事業であって、事業の内容等は、別添4のとおりとする。

5 災害緊急支援対策事業

別添2の公募団体Bが実施する事業であって、事業の内容等は、別添5のとおりとする。

第3 その他

独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）は、この要綱に定めるもののほか、第2の事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 肉用牛導入資金保証基盤整備事業実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号。以下「肉用牛導入資金要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の制定前の肉用牛導入資金要綱に係る保証債務については、この要綱の別添5の第1の1の保証債務とみなす。
- 4 この要綱の制定前の肉用牛導入資金要綱第3の1の保証基金については、

平成 22 年度事業をもって閉鎖し、社団法人日本家畜商協会は第 3 の 4 の規定に基づき、保証金の補助金に相当する金額を機構に返還するものとする。

- 5 この要綱の制定前の肉用牛導入資金要綱第 7 の 3 の実績報告、第 7 の 4 の基金管理状況報告及び第 8 の帳簿等の整備保管等の規定については、なお従前の例による。

附則（平成 23 年 5 月 25 日付け 23 農畜機第 847 号）

この要綱は、平成 23 年 5 月 25 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 24 年 4 月 1 日付け 23 農畜機第 5245 号）

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度に終了した事業については、この要綱による改正前の肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農畜機第 4380 号）の別添 1 の第 9、別添 2 の第 6、別添 3 の第 9、別添 4 の第 7、別添 5 の第 2 の 3、別添 6 の第 7 並びに別添 7 の第 6 及び第 10 の規定は、なお効力を有するものとする。

附則（平成 25 年 4 月 1 日付け 24 農畜機第 5464 号）

- 1 この要綱の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附則（平成 26 年 1 月 8 日付け 25 農畜機第 4043 号）

この要綱の改正は、平成 26 年 1 月 8 日から施行する。

附則（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農畜機第 5675 号）

- 1 この要綱の改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 平成 25 年 11 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に発生した豪雪被害により、市町村から豪雪による畜産関連施設（6 次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面（以下「罹災証明書等」という。）の交付を受けた者は、本要綱の別添 3 の第 2 の 3 の（1）のイ及びウの要件を満たさない場合であっても、当該豪雪による被害を受けた繁殖雌牛の頭数を上限として、期中に導入又は保留した頭数を奨励金交付対象頭数とみなして奨励金を交付するこ

とができるものとする。

- 4 平成 25 年 11 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に発生した豪雪被害により、市町村から罹災証明書等の交付を受けた者であって、別添 3 の第 2 の 3 の (1) の要件を満たす者にあつては、同第 2 の 3 の (3) の奨励金交付対象頭数に加えて、当該豪雪により被害を受けた繁殖雌牛の頭数を上限として、期中に導入又は保留した頭数を奨励金交付対象頭数とみなして奨励金を交付することができるものとする。
- 5 平成 22 年度に発生した口蹄疫に起因して生じた事態により、繁殖雌牛の育種価又は期待育種価が算定できない地域にあつて、都道府県が推奨する種雄牛から生産された繁殖雌牛が、別添 3 の第 2 の 3 の (2) のオの要件と同等の育種価又は期待育種価であると理事長が特に認める場合には、同事業の奨励金交付対象牛とする。

附則（平成 26 年 5 月 30 日付け 26 農畜機第 1043 号）

- 1 この要綱の改正は、平成 26 年 5 月 30 日から施行する。
- 2 本要綱の別添 1 の別表の 1 の (1) のウ及び (2) のウにおける農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号）による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 5 条の規定により定められた農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針終了日までの間になされた農用地の借入れについては、なお従前の例による。

附則（平成 26 年 9 月 30 日付け 26 農畜機第 2729 号）

- 1 この要綱の改正は、平成 26 年 9 月 30 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の改正以前に採択した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附則（平成 27 年 4 月 1 日 26 農畜機第 5746 号）

- 1 この要綱の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附則（平成 27 年 5 月 11 日 27 農畜機第 486 号）

この要綱の改正は、平成 27 年 5 月 11 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 27 年 10 月 29 日 27 農畜機第 3427 号）

- 1 この要綱の改正は、平成 27 年 10 月 29 日から施行する。
- 2 平成 27 年台風第 18 号の被害により、市町村から畜産関連施設（6 次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する畜産関連罹災証明書の交付を受けた別添 3 の第 2 の 3 の（1）の要件を満たす者にあつては、平成 27 年 12 月 31 日現在の繁殖雌牛の飼養頭数から平成 27 年台風第 18 号後の繁殖雌牛の飼養頭数を差し引いた頭数を別添 3 の第 2 の 3 の（3）の規定にかかわらず、奨励金交付対象頭数とみなして、奨励金を交付することができるものとする。

附則（平成 28 年 3 月 30 日付け 27 農畜機第 5499 号）

- 1 この要綱の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の改正以前に採択した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 平成 27 年台風第 18 号の被害により、市町村から畜産関連施設（6 次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する畜産関連罹災証明書の交付を受けた者は、本要綱の別添 2 の第 2 の 3 の（1）のイの要件を満たさない場合であっても、平成 28 年 12 月 31 日現在の繁殖雌牛飼養頭数から平成 27 年台風第 18 号後の繁殖雌牛の飼養頭数を差し引いた頭数に、更に平成 27 年度の奨励金交付対象頭数を差し引いた頭数を別添 2 の第 2 の 3 の（3）の規定にかかわらず、奨励金交付対象頭数とみなして、奨励金を交付することができるものとする。

附則（平成 28 年 5 月 9 日付け 28 農畜機第 867 号）

- 1 この要綱の改正は、平成 28 年 5 月 9 日から施行する。ただし、別添 5 の第 1 の事業については、平成 28 年 4 月 14 日から適用する。
- 2 この要綱の改正後の別添 5 の第 1 の事業について、平成 28 年 4 月 14 日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあつては、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）14 の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第 1 号の肉用牛経営安定対策補完事業（熊本地震緊急支援対策事業）補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附則（平成 28 年 10 月 7 日付け 28 農畜機第 3489 号）

- 1 この要綱の改正は、平成 28 年 10 月 7 日から施行し、平成 28 年 8 月 16 日から適用する。
- 2 この要綱の改正以前に実施した別添 5 の第 1 の事業については、この要綱による改正前の規定はなお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の別添 5 の第 1 の事業のうち平成 28 年台風第 7 号等に係る事業について、平成 28 年 8 月 16 日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）14 の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第 1 号の肉用牛経営安定対策補完事業（災害緊急支援対策事業）補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附則（平成 28 年 10 月 21 日付け 28 農畜機第 3685 号）

- 1 この要綱の改正は、平成 28 年 10 月 21 日から施行し、平成 28 年 9 月 17 日から適用する。
- 2 この要綱の改正以前に実施した別添 5 の第 1 の事業については、この要綱による改正前の規定はなお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の別添 5 の第 1 の事業のうち平成 28 年台風第 16 号による被災に係る事業について、平成 28 年 9 月 17 日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）14 の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第 1 号の肉用牛経営安定対策補完事業（災害緊急支援対策事業）補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。